○農林水産省告示第六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成二年七月十二日農林水産省告示第九百五号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年七月六日農林水産省告示第千百十一号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県掛川市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県周智郡森町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

静岡市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百四十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
西芝電機株式会社　本社工場	兵庫県姫路市網干区浜田1000番地	発電機	平成25年3月10日から平成30年3月9日まで
〃	〃	電動機	〃
〃	〃	配電盤	〃
〃	〃	制御器	〃

○国土交通省告示第二百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　鍛冶ヶ入川

岐阜県土岐市妻木町字東山三〇二〇番地一〇〇内四等三角点山寺を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十年建設省告示第千二百二十二号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号と三号を平成十八年国土交通省告示第千百七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号と四号を昭和四十六年建設省告示第百五十八号同号十四号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から六度五九分四七秒	
六〇六・一一五メートルの地点	一号
標柱一号から一四二度五四分五〇秒	
二二九・九〇二メートルの地点	二号
標柱二号から二三二度五七分四一秒	
六一・九一四メートルの地点	三号
標柱三号から三一八度五九分六〇秒	
二二〇・六六五メートルの地点	四号
標柱四号から三二五度一八分二九秒	
二六・八六九メートルの地点	五号
標柱五号から三三七度三四分五二秒	
五一・二五〇メートルの地点	六号
標柱六号から三五一度一八分〇七秒	
二八・三六九メートルの地点	七号
標柱七号から一七度四六分一八秒	
二八・八七五メートルの地点	八号